

# 背景・目的



## 背景

「節税(租税回避)を主たる目的として販売される保険商品」について、2019年の国税庁による法人税基本通達改正の周知、いわゆるバレンタインショック以降、当庁からも累次にわたり注意喚起を行い、監督指針の改正等を実施してきたところであるが、依然として、保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動が確認されており、保険契約者保護の観点で問題が生じている。

## 目的

当庁においては、今後発生しうる保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動への対応として、国税庁との連携を更に強化し、商品審査段階及びモニタリング段階での取組を通じて、より一層の保険契約者保護を図ることとする。

(参考)保険会社向けの総合的な監督指針(抜粋)

II-4-2 保険募集管理態勢

II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点 (17)その他 ③その他

(略)

(ウ)法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなど、保険商品のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置

IV. 保険商品審査上の留意点等

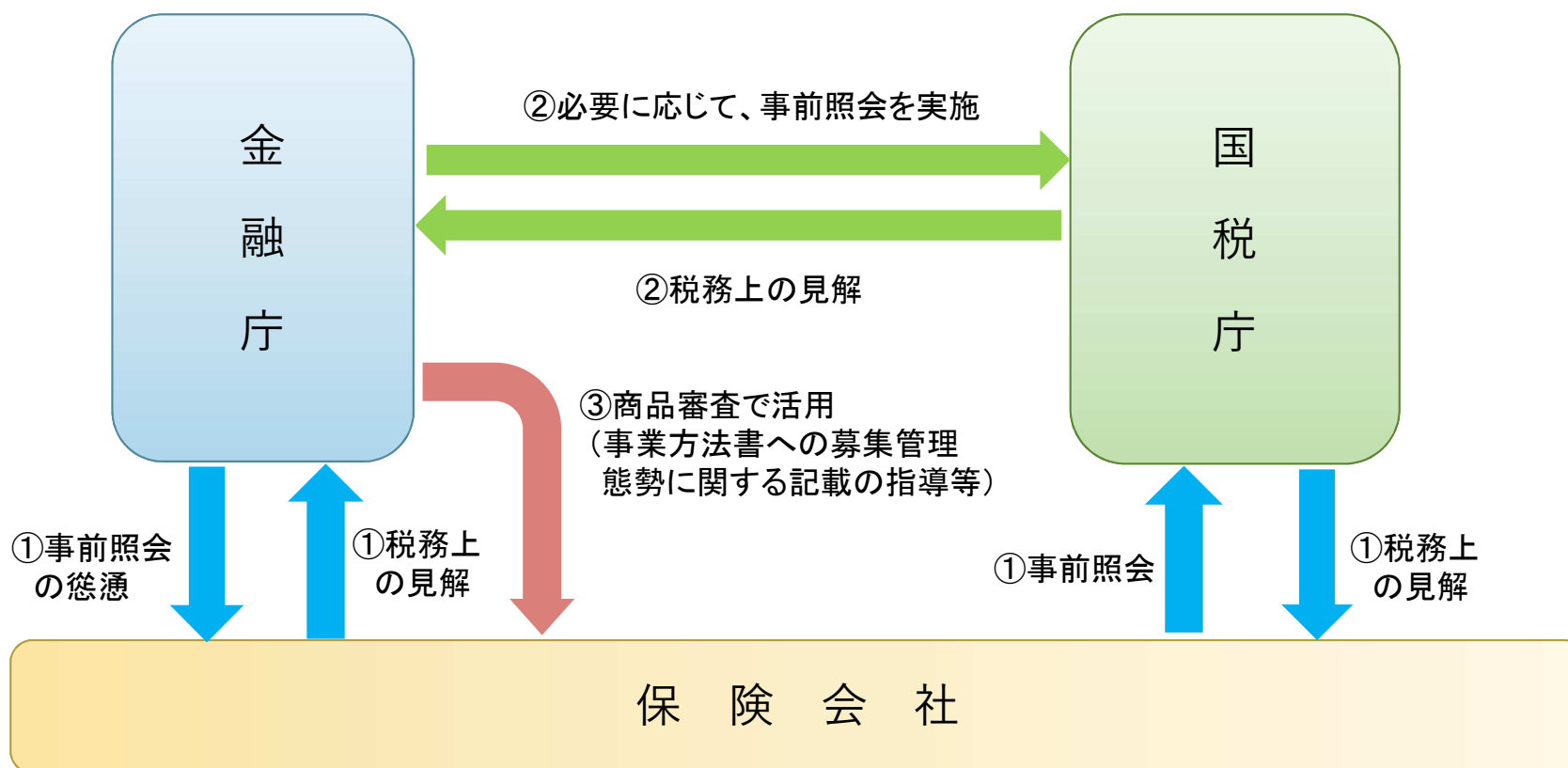
IV-1-11 法人等向け保険商品の設計上の留意点

法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながる商品内容となっていないか。

## 商品審査段階



- ① 金融庁から保険会社に対して、国税庁への税務に関する事前照会を依頼
- ② 保険会社から同意を得た上で、必要に応じて、金融庁からも国税庁に事前照会を実施
- ③ 金融庁において、事前照会の結果を商品審査で参考情報として活用(事業方法書への募集管理態勢に関する記載の指導等)



## モニタリング段階



- ① 両庁の定期的な意見交換の場等を通じて、国税庁から金融庁に対して、保険商品に関する節税(租税回避)スキームの情報提供
- ② 金融庁において、国税庁からの情報や独自に把握した情報を活用し、保険会社・保険代理店における募集管理態勢の整備状況や販売実態等のモニタリング等を実施
- ③ 金融庁から国税庁に対して、商品開発や募集現場で利用されるスキームの情報提供

